

③

# 古文書三昧

古文書講座講義録シリーズ

vol.3

## 川崎宿関札一件

一杉 勝

## はじめに

本書は、約十年前から続けている古文書講座の教材として使用した古文書原文と、その解説文、解説を一タイトルづつまとめて小冊子にしたものです。

教材の内容は主として江戸時代ですが、一部、戦国時代および明治初期の事柄も含みます。

原文は図書館、公文書館、博物館、史料館、大学図書館などから入手したものであり、原文掲載個所にその入手先、出典を記載しています。

ページ数を節約するために原文の編集を行い、「A4横」、あるいは「A4縦」に収まるように調整しています。このため文字が大きすぎたり、小さすぎたりする事があります。

解説には慎重を期しましたが、第三者による校閲などを経っていません。誤字・脱字、あるいは解説間違いなどもあるかと思いますが「容赦下れ」。

ご指摘点がありましたら、巻末の著者メールアドレスにお知らせいただければ幸いです。

もともとは講義録として作成したのですが、電子書籍の形に編集し直して、公開することになりました。これから古文書を学ぼうとする方々、更に多くの古文書を読みたいという方々、古文書講座の教材を探している方々のために、少しでも参考になれば望外の喜びです。

著者 一杉 勝。

### 解説文の凡例

- 一、解説文は、原文をそのまま活字に置き換えたもので、漢文の読み下し文にある返り点（し）や、一、二点などは省略している。
- 二、漢字は原則として常用漢字を用いているが、原文のくずし字が旧字をへしじたものであることを理解するため、解説文にも適宜旧字を使用している。
- 三、変体仮名は原則としてひらがなで直した。「ぬ」「み」も原則「ぬ」「み」としたが、一部、原文の雰囲気伝えるために「ぬ」「み」や「ぬ事」「み事」もある。
- 四、助詞の「者」「而」「は」「を」「に」と表記したが、目的格助詞の「に」「を」については現代語のみ「に」「を」と表記した。また、「哉」「与」「乎」「乎」「と」「や」と表記している。「ち」「又」「な」「は」「の」も表記している。
- 五、原文に句読点がない（し）が多いが、解説文は読みやすく、意味をいれるように、多めに句読点をいれている。

天保七年（一八三二）三月十四日、東海道の江戸から数えて二つ目の宿「川崎宿」で、大名が宿泊していることを示す「関札」が引抜かれるという事件が起きた。

この日、川崎宿の本陣に宿泊（実際にはまだ到着しておらず宿泊予定だった）の大名は肥前佐賀三十六万石の鍋島肥前守直正である。



川崎宿の入口にある関札  
「8月3日 加藤遠江守宿」とある。

肥前侯は、参勤交替で国許へ帰るため、江戸藩邸を出発し、六郷の渡の手前、蒲田あたりを行進していた。ここに川崎宿での宿泊準備のために先行していた家臣から、「関札が引抜かれた」との報告があった。

この日、たまたま御三卿の一橋侯（徳川民部卿家位）が川崎大師へ参詣に行く事になり、先行していた一橋家の家臣が川崎宿の本陣前を通った時、「松平肥前守御宿泊」という関札を見て、「一橋侯が通行の時に目障りになるので片付ろ」と本陣へ申し入れた。

本陣側は「肥前侯の御役人の了解なしに、我々の判断でそのような事は出来ない。」と断ったところ、一橋家の家臣は怒って、関札を引き抜き、関札を足蹴にした上に本陣の手代に暴力を振るった、という報告であった。

佐賀藩としては、この一橋家家臣の暴挙に怒り、藩主名で一橋家に書簡を送り、犯人達を佐賀藩に引き渡すよう要求した。（史料A1）

更に佐賀藩の家臣・江戸留守居役の名をもって、一橋家の家老に書簡を送り、更に詳しく事情を述べた上で、関係者を佐賀藩に渡すよう要求した（史料A2）

肥前侯は帰国後に長崎警固の役目があり、帰国を急いでいるため、この一件の解決を待たず佐賀に向けて出発した。

この申し入れを受けた一橋家の家老は、「関係者を取調べたところ、佐賀藩から云って来た内容と異なる所もあり、我々だけの調査も難しいので奉行所に届け出た」旨の所管を、勘定奉行内藤隼人正経由で老中水野忠邦へ報告した（史料B）

公平に見て、民部卿の権威を背景に、一橋家家来の横暴な行為のように思われるが、大名や旗本の行動規範である「武家諸法度」には「喧嘩口論を慎み、私の諍論制届け出てその指示をうけなければならぬ」と決められており、法に照らせば一橋家の処置が適法であった。

これを受けて、佐賀藩は、藩主帰国中であるため江戸留守居の名で、三月十七日、奉行所に届けている。その趣旨は事件の経過を述べた上で、「この事は、藩主は勿論、家臣にとっても恥辱の限りであり、奉行所で取調べの上、我々の一分が立つように処置願いたい」と願っている。

ここに思わぬ大物がこの論争に参戦して来た。天下一の大大名である加賀百万石の藩主松平（前田）加賀守斉泰である。

加賀前田侯は、この一件についての所見を老中宛に送っている。この原文コピーは残念ながら入手出来ないが、写本の画像がホームページに公開されている。（左図）ので、その解説文を示す。

#### 松平加賀守様より御老中へ御通達写

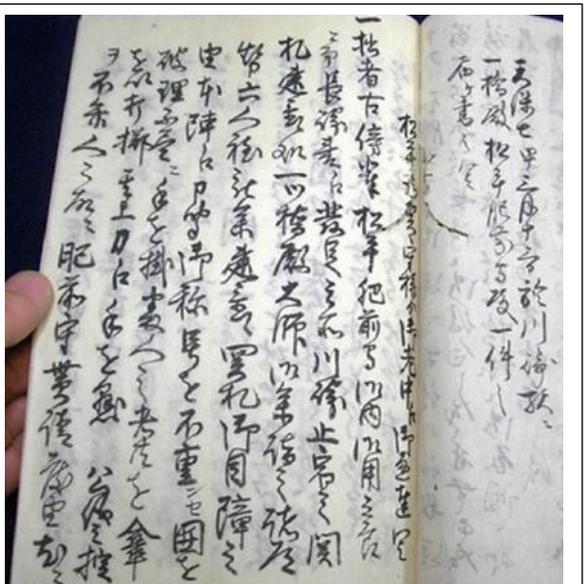
一批者の古き傍輩・松平肥前守御内御用の節にて、長崎表へ発足の所、川崎止宿の閑札建て置き候処、一橋殿、大師御参詣の諸同勢六人程参られ、建て置き候閑札、御目障の由、本陣へ申し聞け、御称号を重んぜられず、困を破り、理不尽に手を掛け、番人の者共を傘を以って打擲、其上、刀へ手を懸け、公儀の掟を弁えざる人々故に、肥前守貫い請けたき由、尤に存じ候。且、一橋殿、四里四方他出留候か、右両様の内、肥前守は勿論、拙者に於ては望む所に候。尤慶長年中公儀の

尊慮を以、旗本の儀は、右始末の例も有之、国主一統の儀においては、この俣差し置き候ては、掟を破る者数多出来、自然と国乱の基、當時の勢いに押され、参勤交代覚束なく成り行き候て、尊慮に叶わざる儀と被存候。右の段、取り調べ、肥前守途中迄、早々挨拶可被致候

以上

松平加賀守 判

御用番 御老中衆中



宛先は老中一同となっているこの書簡写を要約する。

「川崎宿で起きた事件で、関係者を引き渡せという佐賀藩の主張はもったもたである。犯人を引き渡すか、一橋侯を四里四方外出禁止の処分にするか、佐賀藩も私も望んでいる。この俣に放置して今後掟を破る者が多くなり、参勤交替もおぼつかなくなり、將軍の意向にも反する事となる。至急取調べ、その結果を旅行中の鍋島侯へ知らせる

べきである。」  
となる。

斉泰は加賀前田家十二代、この事件の年は僅か二十才の若年ではあるが、四年前に家斉の愛妾お美代の方の娘（あの東大赤門で有名な溶姫）を娶り、將軍の娘婿になっている。一方、一橋民部卿斉位（なりくら）も、やはり家斉の二十七女永姫を娶っているので、前田と一橋は義兄弟という事になる。

更に、佐賀藩王鍋島直正の正室が家斉の十八女盛姫なので、なんとこの一橋・鍋島・加賀の当主達はお互いに義兄弟ということになる。年令順にすると鍋島、前田、一橋となる。

加賀家と云えば、家康の時代から、幕府・徳川家に逆らわず、目立たず、出過ぎずして、百万石の大禄を幕末まで維持した隠忍自重の印象があるが、この川崎宿関札一件に何故このように口を出してきたのだろうか？

正確な答は持ち合わせていないが、ひとつ伏線となった出来事がある。前田家の当主が宿泊していた宿場で、將軍家関係者と出くわした事件だ。

十七年前の文化十一年（一八一四）三月十六日、先代の加賀藩主家広は参勤交替の帰国を東海道經由で行くことになり、午後四時頃、本郷の上屋敷を出発、その夜は品川宿に泊る事になっていた。

その前日、前田家の役人は品川宿に先行し、宿場の両方の入口に「松平加賀守御宿泊」の関札を建てるなど受け入れ準備を始めたが、翌日、將軍家斉の七男菊千代（後の紀州藩主）が目黒不動へ参詣するのか、目黒筋へ出かけるため、品川宿を通る事がわかった。

前田家の役人は、このような場合、関札などはどのように対処したら良いか、宿役人に聞いたところ、安永年中、道中奉行から申し渡された書面写を出して、次のように回答した。

「安永六西年四月二日、松平越前守が当宿お泊りになり、関札を立てたところ、同日、一橋様（先代）が大森あたりまで出かけるため、徒目付と御小人目付が来て、越前守の関札を抜き取るよう要求があった。越前守はどのように対処すべきか、道中奉行所へ問い合わせたところ、道中奉兼帯の勘定奉行安藤弾正少弼から、將軍の御成、日光御門主の道中と遭遇した場合は諸家は関札を抜き取るべし、公家衆・御三家様方と遭遇の場合は取り取る必要なし」

このように説明を受けた加賀藩は、十六日、予定通り品川宿に泊り、帰国して行った。  
(史料D)

天保七年の一件の時、前田斉泰が、この文化十一年の出来事を知っていたかどうかは定かでないが、大大名として、御三家や御三卿との待遇面での鬱積としたものがあつたのか、老中に対して佐賀鍋島藩王を擁護し、一橋家関係者にかなり厳しい処罰を求めている。

訴を受けた勘定奉行（道中奉行）は一件吟味を始め、一橋家の家臣戸田幸太郎、中島吉太郎など五人に吟味中の入牢を命じた。勘定奉行懸りの被疑者も町奉行所の被疑者と一緒には馬町の牢屋敷に収容される。但し武家身分であれば揚屋（あがりや）と呼ばれる

牢舎に入れられる。

約二ヶ月後の五月九日、結審となり、関係者に判決が申し渡された。

関札を引抜き、足蹴にした一橋家山田八五郎組徒士の中嶋吉太郎は、「獄門」という刑罰となった。獄門は

同じく大井源五郎（他の史料では源次郎）は「存命に候得ば遠嶋」とあるので、判決前に牢内で死亡したものと考えられる。

平野藤吉、九里龜治郎にも遠島が命じられ、戸村幸五郎・諏訪熊次郎・金子鉄之助・當麻平兵衛たちには、それぞれ関与の度合に応じ五十日押込、三十日押込、急度叱りが言い渡された。「押込」は自宅謹慎、「急度叱り」は嚴重注意といった罰である。

この審理を担当した勘定奉行内藤隼人正は、被害を受けた佐賀藩の方にも落ち度があるとして、佐賀藩の重臣三人に「急度叱」を申し渡した上で、藩主松平（鍋島）直正について老中水野越前守に

元禄度に万石以上へ出したお觸にあるように、他の大名家との紛争があった場合、直接相手方と掛合いをせずに、奉行所へ訴えて公義の裁断を仰ぐべきところ、直接一橋家に掛合った事は公儀を憚らない行いであり、肥前守にも「ほどよきお沙汰」があるべきと思う。

という進言を行い、五月十九日、老中松平和泉守から肥前守に対し

一橋家に直接申し入れたやり方は「不行届」である。

と申し渡した。特に罰はない「軽い注意」程度であったが、佐賀藩江戸屋敷から江戸留守居役から

不行届きの段、恐れ入り奉り候とし、藩主帰国中なので、私（御留守居役）から差し扣をするべきか伺う

という書簡が出た。幕府は即座に口頭で

「差扣には及ばない」

と申し渡し、これでこの一件は落着となっている。



史料A 佐賀藩より一橋家への書面

A1 肥前侯から一橋家へ

天保七申年三月十四日

松平肥前守家来より民部卿殿屋形へ差出候書札、追て民部卿殿方  
吟味願被申立候節、家老より差出す

書付

松平肥前守

・民部卿

・屋形

・松平肥前守

私儀此節為帰国、昨十三日發足、川崎宿へ止宿仕候に付、

関札相建候所、

・関札

民部卿様川崎大師御参詣、御同勢の内御小人目付當麻平

兵衛組下田中熊八外五六人、右関札を打倒、名前土足に

・御同勢

掛け、言語道断の仕方無是非次第候。依之右の人数、此

・御小人目付

方へ申請度御座候、委細は家来のものへ申言候。 此段

・言語道断

御承知可被下候、以上

・人数

三月十四日

松平肥前守

A2 佐賀藩家来から一橋家家老へ

書付

松平肥前守

小山 平五左衛門

羽室 平左衛門

・小山平五左衛門

・羽室平左衛門…佐賀藩江戸留守居役

・

111007

肥前守儀、此節為帰国、昨十三日爰許發足、川崎駅止宿  
仕候に付、此方より相渡置候関札を本陣より別紙繪圖面  
の場所へ相建置候所、



民部卿様川崎大師御参詣にて

御通路右関札御目障に相成候間、早々取逃し候様、御小

人目付當麻平兵衛組下田中熊八殿、其外宿役人を以

本陣へ被申聞候得共、関札の義は、本陣限取退難相

成、肥前守掛り役人へ其段相届候上、御挨拶可仕旨相答候

所、熊八殿外五六人にて、右関札へ本陣より附置候番人、且手

代ども、傘を以打擲、刀に手を掛け候人も有之、其上囲を

破、関札打倒、肥前守名前を土足に掛け、将又家来宿札

を引破被申候段、肥前守途中迄申越、家来共にも右駅到

着不仕内の義にて、言語道断、無是非次第、依之、熊八殿

其外、此方へ申請度、別紙の通被及御相談候、惣て右躰

不法相働候人は

御屋形様にて御作法も可有御座候得共、此度の義、於肥前

守恥辱の限に被存候心中御察、右の御人数被相渡、一分相

立候様御取計被下候様仕度候、右に付ては、肥前守義、川崎駅

滞留、御答相待可罷在処、長崎表御役向の儀に付、無餘義

旅行仕候義に御座候、此段可申上旨旅中より申付越候、以上

松平肥前守家来

三月十四日

羽室 平左衛門

小山 平五左衛門

・民部卿

・屋形

・松平肥前守

・関札

・御同勢

・御小人目付

・人数…

・小山平五左衛門

・羽室平左衛門…佐  
賀藩江戸留守居役



史料B 一橋家家老の書面

申三月十六日、民部卿殿家老より奉行所吟味の義、申立候書面、別紙相添、同月十七日、越前守殿吟味いたし可申上旨被仰渡、隼人正へ御渡

佐野 日向守  
大久保筑前守

民部卿殿、去十三日、六郷川崎筋へ為延氣被出候節、川崎

駅に、松平肥前守宿札建有之候所、差動(働カ)のもの、宿役人へ申談、為取除候趣に付、去る十四日、肥前守より別紙の通申越候間、其筋相糺候処、則別紙の向々より申出候得とも、申越候趣とも相違も仕、其上夫々の申口相分り不申、他の引合も御座候に付、手限吟味の義、難被行届候間、於奉行所吟味御座候様仕度、此段申上候、以上

三月十六日

佐野 日向守  
大久保筑前守



史料C 鍋島家より老中への届出

越前守殿御宅へ肥前守家来より差出候書付  
肥前守、去十三日、川崎駅止宿に付、関札を  
建置候所、打倒候儀に付、御吟味の義願  
松平肥前守  
家来

天保七申年三月十二日、川崎驛にて一橋  
鍋嶋 一件

肥前守儀、此節為帰国、去る十三日、御當地發足、  
川崎の驛止宿仕候に付、此方より相渡置候  
関札、本陣より相建置候処、同日、民部卿様、川崎  
大師御参詣筋御通所、右関札御目障相成候間、  
早々取込候様、御同勢の内、御小人目付當摩（麻）  
平兵衛組下田中熊八外に五、六人より、宿役人  
を以本陣へ被申聞候得共、関札の儀、本陣限  
取込難相調、肥前守懸り役人へ其段相届  
の上、御挨拶可仕旨相答候処、熊八外五、六人  
にて、右関札へ、本陣より付置候番の者、且、手代  
を傘を以打擲、刀に手懸候者も有之、其上  
団を破り、関札を打倒候に付、番の者膳に載  
置候を土足に掛け、且家来宿札をも引破り

今一也於此... 心托... 之仕... 猶... 心... 之... 一... 新... 古... 心...

日本花...

心... 心...

被申候段、肥前守途中迄、本陣より申越、家来の者ども、右驛至（止）宿仕不申已前の儀に付言語同（道）断、無是非次第に候、御称号も不軽（憚）、法外至極の致方に付、右の人々、此方へ可申請旨、肥前守より彼方へ申入候、尤肥前守儀、御返答相待、川崎驛に逗留可仕処、長崎表御役向の儀に付、無之儀（無与儀カ）、旅行仕候、右の始末、一橋様において御取調候處、名前其外相違仕候に付、御吟味の儀公邊へ被達出に相成候由、就ては御取調の上、不法の仕方、此方より申上候通相違無御座候得ば、此度の儀、肥前守儀は勿論、家来一同恥辱の限、何分其仮難罷成候に付、趣意相立候様、乍恐幾重にも奉願上候、右の趣は肥前守旅中より申越置御座候に付、此段申上候、以上

申

松平肥前守内

三月十七日

羽室平左衛門



史料D

當月十三日、松平肥前守国許へ發籠  
川崎宿泊に関札建置候処、一橋殿川崎  
大師へ被參、右関札目障りにて、左の名前  
の者ども、右関札を引拔、肥前守名前に  
土足にて踏荒候一件、道中奉行  
内藤隼人正懸にて吟味中

一橋徒士頭

山田八郎組徒士

戸田幸五郎

二十八才

二十六才

中島吉太郎

二十二才

上原中兵衛組徒士

土井徳次郎

二十九才

平井 栗太

二十八才

物頭

隠岐五郎太夫組同心

九里龜次郎

三十七才

以上

天保雜記 内閣文庫所蔵史跡叢本「文政雜記・天保雜記」

一 文化十一年三月十六日

幕千代様目黒筋沖舟より品川宿に遷り通しお成  
り候へば和手加賀より同日夕七付に取寄出立にて  
品川宿にお出向不入口矣札お達より品川宿  
にお取寄の方より和手候へば宿に下り候方お尋へ  
安永年中に申付候へば和手候へば宿に下り候方  
お尋へば和手候へば宿に下り候方お尋へば

品川宿に下り候方お尋へば和手候へば宿に下り候方  
お尋へば和手候へば宿に下り候方お尋へば

一 瑞福大藏邊にお出向し 品川宿 品川宿 七条札板

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

品川宿

本陣名

問取名

安永六年八月

右へ返書面を呈し候へば和手候へば

品川宿

和手

五人

文化十一年三月十日

右へ返書面を呈し候へば和手候へば和手候へば  
和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

和手候へば和手候へば和手候へば和手候へば

一 文化十一年戌年三月十六日

菊千代様、目黒筋御出の節、品川宿往還御通り相成候積の処、松平加賀守様、同日夕七時頃、屋敷出立の由にて、品川宿泊に相成、同所入口、関札相建有之候に付、右御出取扱の方より、関札の儀、宿役人へ心得方相尋候處、安永年中、道中奉行より申渡有之候書面写差出候

安永六酉年四月二日、松平越前守様、當駅御泊の札、宿内に立有之候、右同日、

一 橋様、大森邊御出有之御徒目付 御小人目付、右関札抜某 某

取候様被仰渡候心得、越前守様より道中奉行所へ御達有之、道中奉行安藤弾正少弼様御懸り、江坂孫三郎様、以来諸家関札の義は

御成・日光御門主様、右の節には抜取可申候、公家衆・御三家様方御関札取申問敷候事

品川宿

安永六酉年八月

本陣名

問屋名

右の通書留有之候に付、奉差上候、以上

品川宿

文化十一年戌年三月十五日 名主

両人

右の通書面差出、猶又加州へ承り候處、左の通達有之候由にて宿方より申聞候

加賀守殿、東海道通り被致帰国、明十六日、其駅止宿候に付、関札建置候所

菊千代様其駅御出に付、関札の義、別紙書付



を以被申越、委細令承知候、則重役よりも相達候所、参勤交代の儀は諸侯の御奉公に候得ば、関札取除申候杯有之間敷儀に候間、其俣差置候旨、重役中被申聞候間、左様被相心得、其俣可被差置候、以上

松平加賀守内

三月十五日

土師左膳

史料F 一橋家徒士の申口

一橋徒士頭より差出候書面

佐野 日向守  
大久保筑前守

御徒山田八郎組

戸村幸五郎

右私儀、六郷川崎筋為十人立、忒人新田明神前より六郷川崎万年屋前迄罷越候処

御通筋関札其俣建札有之候へ共、於私差圖不仕

候処、御小人目付當麻平兵衛申聞候には、関札の義取

除候哉、否差圖仕候哉、と申聞候間、右関札儀、一向差

圖不仕候段、相答申候、併御先駈性(姓)名相尋候間、戸

村幸五郎・諏訪熊次郎右両人の旨相答申候、

同人組

中治吉太郎

宗文と通は是敷支度仕へ川向より紙より紙持  
場より宗文の得た紙手紙を及園札の書宗文  
九条宗文の紙中の中より宗文の紙合おしむ  
均しと宗文の紙を宗文の紙と中の中より宗文  
事し存同仕へ保風を宗文の宗文の宗文  
し少場宗文の例りし何れも宗文の宗文の宗文  
際し節園札也と考へし行ふと宗文の宗文

世平抄宗文の宗文の宗文

同宗中三徳組

大井源次郎

宗文と通は先延支度仕へ川向より紙より紙持  
場下掃下より宗文の宗文の中治吉太郎の宗文  
宗文の紙紙り及園札の紙紙り五人の中より宗文  
り及園札の紙紙り及園札の紙紙り及園札の紙紙り  
同仕へ

同宗中三徳組

宗文の宗文

宗文と通は是敷支度仕へ川向より紙より紙持  
得た紙手紙の紙手紙の紙手紙の紙手紙の紙手紙  
右と通は是敷支度仕へ川向より紙より紙持

中治

二月廿五日

宗文の宗文

上原中三徳

山田八郎

宗文の宗文の宗文の宗文の宗文の宗文の宗文

同人組

中嶋吉太郎

前文の通、御先駈支度可仕と、川向へ罷越候処、私持  
場には無御座候得共、松平肥前守殿関札御座候前にて  
九重（里）龜次郎、私へ申聞候には、最前掛合および置候  
得ども、未取除無之に付、為取除可申と申聞候に付、宜  
事と存、同心仕候、併風雨にも有之候間、若哉御通  
の御場所ゆへ、倒候はゞ如何と存、差圖仕、町役人共取  
除候節、関札廻に有之候竹、少々取除申候

但平井東吉も同様に付除

同上原中兵衛組

大井源治郎

前文の通、御先駈支度可仕と川向へ罷越、支度仕、持  
場へ操（繰）下可申と存、九里龜五郎、中嶋吉太郎より少々  
跡より罷越候処、関札取除候様、兩人申聞候所、先刻  
も御掛合御座候間、取除可申旨申聞候間、宜事と存、  
同心仕候

同倉持勇次郎組

金子鉄之助

前文の通、御先駈支度可仕と、川向へ罷越、支度仕候  
得共、右躰の趣、一向存不申候  
右の通御座候間申上候、以上

御徒頭

三月十五日

倉持勇次郎

上原中兵衛

山田 八郎

御物頭隠岐五郎大夫組同心九里龜次郎申口の趣、一同同様に付畧

申五月十九日

獄門

氏部彌殿位主丸  
山田八公前組位主  
中嶋若太郎

春合  
玄崎

日 大井源五郎

遠始

隱伎公前組位主  
相見 坪野辰吉

五十日押込

位主 九里藤次郎

三十日押込

日 金子次之助

急度此記

小倉海 南藤平吉

僅目附見者 田中熊八

松平肥前守安未

喜多右衛門

小山平右衛門

東海色川崎宿本陣

只下男 兵床

九右衛門 海之助

氏部彌殿安未

山中照之席  
松平前守安未  
中嶋若太郎

立會

右新田後年人宅初原野河内守立會年人  
心中後之勢勘定吟味後中嶋又立會列座

史料G 関係者への判決申渡

申五月十九日

民部卿殿徒士頭

山田八五郎組徒士

獄門

中嶋吉太郎

存命に候得ば遠嶋 同

大井源五(次)郎

遠嶋 隠岐五兵衛組徒士

平野 藤吉

物頭同心雇

九里龜治(次)郎

五十日押込 徒士

戸村幸五郎

諏訪熊次郎

三十日押込 同

金子鉄之助

急度御叱 小人目附

當麻平兵衛

名代

岡田伊之助

徒士目附見習

田中 熊八

松平肥前守家来

無(牟)多口藤右衛門

小山平五右(左)衛門

羽室 平右(左)衛門

東海道川崎宿本陣

兵庫

同人下男

九兵衛

伊之助

立會

民部卿家来

山本與五郎

松平肥前守家来

中嶋弥十郎

右於内藤隼人正宅、初鹿野河内守立會、隼人

正申渡之、御勘定吟味役中野又兵衛列座



一橋殿徒士

中嶋吉太郎

右者儀、主人六郷筋延氣に付、供いたし罷越、膳所休  
中、昼飯罷出、東海道川崎宿半七方へ立寄、供先をも  
不顧、酒給酔（カ）、其以前、忝（松）平肥前守帰国にて、右宿泊に  
相成、半七宅向に肥前守泊の関札建有之候を見受、目  
障にも可相成哉と御（心）得、同役大野（井）源治郎外式人、俱  
取除に罷越候處、戸村幸次（五）郎外吉人差留候を、酒狂の上不取  
用、関札取除の儀、同宿本陣兵庫へ相談可致と、源治（次）郎  
外吉人一同罷越候途中、兵庫下男伊之助へ行逢、「右  
関札は、肥前守家来へ申聞候上にて無之ては難取除」旨申  
聞候を立腹いたし、九里龜太（次）郎俱に、伊之助左右の手  
を捕、関札建置候場所迄無躰に引連参り、龜太（次）郎外  
吉人俱に、右関札を利不尽に引おろし、猶圍の竹等抜  
取、及乱妨に、其上伊之助より性（姓）名相尋候節、後難を恐れ、人  
の名前申偽相答、剩右引おろし候関札を伊之助持参、  
膳の上に乗せりを見受、此者に對し、手重り取扱候  
を御（心カ）憎存じ、右関札の儀は御称号をも認有之  
候を土足懸候段、不恐公儀、法外の次第、不届の至  
極に付、於品川獄門被仰付之



越前守殿へ御直上る

内藤隼人正

東海道川崎宿において、民部卿殿徒士中嶋吉太郎外三人、松平肥前守関札抜取、及乱妨候一件に付、肥前守家来羽室平左衛門差出候書付、并右一件吟味に付、同人并同家来牟多口藤右衛門等申立候趣にては、右中嶋吉太郎其外のもの共、関札番人等及打擲、右札理不尽に抜取、土足に掛け候段御称号をも不憚法外の仕方、肥前守において恥辱の限に付、右及不法候ものども、同人方へ申請度旨、民部卿殿へ及掛合候由に有之、肥前守義、右躰名前を土足に掛候段、無此上恥辱、心外に可存は素よりの義、御称号へ對し候ても、実に難捨置次第に候得共、元禄度、私領仕置の義に付、万石以上へ御觸有之候通、聊にても他所へ引合候義は、自分仕置難申付筋に付、何様不法の義有之候ても、いづれも場所引取候上は、右次第、屋形へ掛合の上、奉行所吟味の義申立、公儀の裁断に任せ可然儀に候処、其筋へも不申立及、不法候もの共申請度旨、自己に及掛合候段、不穩哉にて、自ら

公邊を不憚姿に相當り候間、一件落着の節、肥前守へ程能御沙汰有之候方にも可有御座哉に奉存候、以上



史料Ⅰ 松平（鍋島）肥前守への申渡

五月十九日、御用番松平和泉守様より御渡相成御書付

松平肥前守

當三月、東海道川崎（崎）宿において、民部卿殿徒士中嶋吉太郎外三人、其方関札を抜取、及乱妨候一件吟味の上、品々御仕置申付候、然所、右躰不法の儀有之候共、他所へ引合候儀は、自分仕置難申付候筋に付、早速民部卿殿家老へ懸合の上、奉行所吟味の儀可被下（申力）立筈の所、無其儀、及乱妨候者共、其方へ申受度旨及懸合候段は不行届の事に候

五月十九日

史料Ⅱ 肥前守からの差扣伺（実際は江戸留守居差出）

○右に付、即日御同所様に御先手井上左太夫様を以差出

當三月、東海道於川崎宿、民部卿殿徒士中嶋吉太郎外三人、松平肥前守関札を抜取、及乱妨候一件に付、夫々御仕置被仰付候、然る所、右躰不法の儀有之候共、他所へ引合の儀、自分仕置難申付筋に付、早速民部卿殿家老と掛合の上、奉行所吟味の儀可申立筈の所、無其儀、及乱妨候者共、肥前守方へ申請度旨及掛合段は不行届の旨被仰渡、奉恐入候、肥前守在國中に付、差扣の儀、従私奉伺候、以上

五月十九日

御口達にて

差扣に不及旨被仰渡候